

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様へ

テラス営業やテイクアウトなどに 道路等が利用できるようになりました

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様を支援するための緊急措置として、市と地域住民・団体等が一体となって取り組む場合に限り、道路占用許可等の基準を緩和し、**沿道飲食店等のテラス営業などに道路や公開空地が利用できる**ようになりました。

※公開空地とは、一般に開放され、自由に通行等ができる民有地のことです

	道 路	公開空地
内 容	① 新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な営業であること ② 「3密」の回避や「新しい生活様式」の定着に対応すること ③ テラス営業、テイクアウト等のための 仮設施設の設置 であること ④ 施設付近の清掃等 にご協力いただけること	
申請できる 団体	福岡市又は関係団体※ ¹ による一括申請※ ² ※ ¹ 市が参画する協議会（エリアマネジメント団体 等）、 市が支援する民間団体（商店街振興組合、地域の団体 等） ※ ² 個別店舗ごとの申請はできません。 （申請には市による支援に関する意見書が必要です。）	
申請できる 場所	道路や公開空地の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所 ※ 歩道と公開空地については、交通量が多い場所は 3.5m以上 、その他の場所は 2m以上 の歩行空間の確保が必要です。 ※ 車道については、車両通行規制等の条件を満たす必要があります。	
占用料等	免除 （施設付近の清掃等にご協力 いただける場合） ※ 別途、県警の道路使用許可を受ける 必要があり、手数料が必要となります。	・土地所有者等の 同意 が必要です ・使用料等については土地所有者 等と個別に協議していただく必要が あります
利用期間	令和2年11月30日まで	

【利用・支援に関する問合せ先】

・商店街
・エリアマネジメント団体
・地域の団体

地域産業支援課商店街係（TEL 441-3303）
各区企画振興課
観光マーケティング課（TEL 711-4355）